

公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	群馬県社会福祉総合センター		
所在地	前橋市新前橋町13-12		
所管部局・課	健康福祉部健康福祉課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	地域福祉係	内線	2518

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

<p>(1) 設置目的 社会福祉の総合的な推進を図り、県民が心豊かで健やかに暮らせる社会福祉の実現に寄与するための拠点施設として設置されたもの。</p> <p>(2) 設置当初の状況 県民の福祉へのサービスの需要が多様化し、かつ、増大していることに鑑み、社会福祉施策の総合的な推進を図り、県民が心豊かで健やかに暮らせる社会福祉の実現に寄与するための拠点となる施設として設置した。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 県民の社会福祉に対する権利意識の高まりとともに、ニーズは多様化しており、横の連携の重要性はさらに増している。この様な状況において、県の関係機関及び各種福祉団体が1箇所で活動を行うことは、県民福祉の向上に大きく貢献している。</p>
--

3 施設の概要

設置年月日	平成10年2月
敷地面積(所有者)	9,694.11㎡(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	ホール、会議室等(14,655㎡、地上9階、地下2階)
建設費	9,700,000千円
備考	県機関(2)、県委託機関(7)、福祉関係団体(27)が入居している。

◇入園料・利用料等 (円)		◇利用時間(休館日)
区分	金額	
別紙のとおり		* 時間 (会議室等) 午前9時から午後9時まで (展示場) 午前9時から午後5時30分 * 休館日 毎月第1日曜日及び12月29日から1月3日まで

4 施設における実施事業

<p>①入居団体との連絡調整</p> <p>②施設・設備の維持管理</p> <p>③会議室等の貸し出し業務及び使用料の徴収業務</p> <p>④福祉用具・住宅モデルルーム展示場の運営</p> <p>⑤構内・構外駐車場の管理 等</p>

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	令和元年度 (当初予算額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
歳 入(①)	10,640	10,812	11,362	10,964	10,553
使用料(会議室、使用許可等)	7,184	7,474	8,197	7,948	7,273
雑入(光熱水費)	3,456	3,338	3,165	3,016	3,280
歳 出(②)	116,636	117,708	122,319	117,920	130,502
指定管理料	115,081	113,923	113,690	113,665	113,623
修繕費	1,555	3,785	8,629	4,255	16,879
歳入・歳出の差額(①-②)	▲ 105,996	▲ 106,896	▲ 110,957	▲ 106,956	▲ 119,949
歳入・歳出の主な増減理由	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費は、入居団体増加等により増収傾向にある。 ・修繕費として、中長期的修繕計画に基づき工事を実施している。設備機器の交換が順次必要となっており、今後も計画的にメンテナンスをする予定。 				

※ 施設の管理運営に係る県の歳入・歳出

◇指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ)

(千円)

区 分	令和元年度 (当初計画額)	平成30年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)	平成28年度 (決算額)	平成27年度 (決算額)
収 入(①)	117,117	115,789	115,692	115,727	115,572
指定管理費	115,081	113,923	113,690	113,665	113,623
雑入(入居団体共同利用印刷機収入等)	2,036	1,866	2,002	2,062	1,949
支 出(②)	115,022	114,179	113,522	113,876	113,374
人件費	21,275	21,303	19,090	20,052	19,412
委託料	51,273	51,246	52,170	51,035	50,530
光熱水費	29,798	27,097	26,572	25,039	27,762
租税公課費	2,113	1,957	1,836	1,891	1,897
その他(事務費等)	10,563	12,576	13,854	15,859	13,773
収支(①-②)	2,095	1,610	2,170	1,851	2,198
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置の変更による人件費の変動 				

※ 指定管理者の指定管理業務に係る収支

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
常勤職員	6	6	6	6	6
非常勤職員	6	6	5	6	5
合 計	12	12	11	12	11

7 施設利用の状況

区 分	令和元年度※	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
年間会議室貸出総数(件)	558	6,164	6,282	5,954	5,412
福祉団体貸出件数(件)	513	5,584	5,533	5,415	4,969
一般団体貸出件数(件)	45	580	749	539	443
目標利用者数(人)	—	—	—	—	—
施設稼働率(%)	77.2	71.5	72.2	70.0	64.2
稼働率対象施設(設備)	会議室				
利用者の主な増減理由	一般団体の利用について、日本和装さいたま局(着付教室)による利用開始が大きく影響している。(H27:30件、H28:184件、H29:272件、H30:230件)				

※ 見込数又は途中実績

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	<p>県の福祉関係機関と県域を活動範囲とする福祉関係団体が入居し、横の連携を図りながら社会福祉の総合的な推進が図られており、県における社会福祉の拠点として機能している。また福祉目的の利用者数及び利用者の満足度も高いことから、県の福祉施策を実現するために、引き続き県有施設として存続させることが望ましい。</p>
業務等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・主な業務は、入居団体との連絡調整、会議室の貸出、福祉用具・住宅モデルルーム展示場の運営である。細かな業務の見直しについては、評価委員会の指摘に基づききちんと対応している。 ・現在も適正な運営が行われており、センター自体の機能に追加がない限りは大幅な業務の見直し等は必要でないが、今後も引き続き、効率的な運営について検討していきたい。 ・利用料金制の一部導入については、以下のとおり見送る。 <p>検討の前提として、社会福祉総合センターは、社会福祉の総合的な推進を図ることを目的に設置された施設であり、福祉関係団体と一般利用では料金体系が異なる。(福祉団体は一般の半額。条例で規定)</p> <p>まず県側としては、利用料金制の一部導入を図った場合、一般利用の割合を増加させた方が指定管理者の収入が増える形となり、設置目的に沿わない運営がされる可能性が否定できない。</p> <p>指定管理者側としては、利用料収入が指定管理料の約5%程度であり、かつ、福祉利用を前提としているなど取り組みに制限があり、メリットは少ない。</p>

群馬県社会福祉総合センター会議室料金表

区 分			定員	使 用 料								
				社会福祉関係者及びその団体が社会福祉に関する会議に使用する場合				そ の 他 の 場 合				
				午前	午後	夜間	一日	午前	午後	夜間	一日	
			人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
施設	会議室	会議室										
		B01		90	1,730	2,310	2,310	6,350	3,470	4,620	4,620	12,710
		101		20	570	770	770	2,110	1,160	1,540	1,540	4,240
		201		30	770	1,020	1,020	2,810	1,540	2,050	2,050	5,640
		202		36	810	1,080	1,080	2,970	1,620	2,160	2,160	5,940
		203A		51	1,120	1,490	1,490	4,100	2,240	2,980	2,980	8,200
		203B		51	1,030	1,380	1,380	3,790	2,080	2,770	2,770	7,620
		203	AB同時使用		2,150	2,870	2,870	7,890	4,320	5,750	5,750	15,820
		301	円卓	26	990	1,330	1,330	3,650	2,000	2,670	2,670	7,340
		501		30	730	970	970	2,670	1,470	1,950	1,950	5,370
		502	和室	30	730	970	970	2,670	1,470	1,950	1,950	5,370
		701		63	1,500	2,000	2,000	5,500	3,010	4,010	4,010	11,030
		特別	円卓	20	1,300	1,740	1,740	4,780	2,620	3,490	3,490	9,600
	体育室		**	960	1,280	1,280	3,520	1,930	2,570	2,570	7,070	
大ホール	入場料※を徴収しない場合		席 335	4,200	5,600	7,000	16,800	8,410	11,200	14,000	33,610	
	入場料※を徴収する場合		一般 316 車いす 19	5,860	7,810	9,770	23,440	11,700	15,600	19,500	46,800	
付 属 設 備				規 程 で 定 め る 額								

※入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物一回について入場者が支払う対価をいいます。

※会議室利用時間帯

午前 9:00～12:00
 午後 13:00～17:00
 夜間 17:00～21:00
 一日 9:00～21:00

休館日 毎月第1日曜日
 12月29日～1月3日

〒 371-0843
 前橋市新前橋町13番地の12

群馬県社会福祉総合センター

TEL 027-255-6000
 FAX 027-255-6271